

事務センターだより

第100号
H24.9.3
亀山市学校事務センター
リーダーグループ



残る暑さの中にも、吹く風に微かな冷気を感じます。
草木も心なしか色づき始め、いつのまにか秋を感じる季節となりました。
2学期も始まり、運動会などの行事の準備に慌ただしい時期となりました。
まだまだ、暑い日が続きます。体調に気をつけて乗り切りましょう。



発行 100号！



平成16年度より、毎月1回発行の「事務センターだより」が、今月号で100号となりました。
教職員に役立つ情報や共同実施の業務などをお伝えすることで、共同実施(学校事務センター)を広くご理解いただくことを目指して発行を始めました。
発行当初より、内容の感想や意見をいただくことで、みなさまにお読みいただいていることが実感でき、これを励みとして発行を続けてきました。
毎月、記事の内容の収集から始め、検討を加えて発行をしています。現在はリーダーグループ3名で発行していますが、毎月の準備から発行まで苦戦しています。
この先も共同実施が続く限り、発行を続けていくつもりです。みなさまに役立つ紙面になりますよう、ご意見・ご指導をよろしくお願いいたします。



手当の事後確認より

7月に提出された、通勤・住居・扶養手当の事後確認を審査しています。
誤りや添付資料の不足については、その都度訂正や再提出をお願いしていますので、該当があれば速やかに再提出をお願いします。



借家等の契約書

契約書の内容について契約時に細部まで、読んでいますか？

契約期間の「自動更新」の扱いについて、わかりにくいのが多いです。
県教委のマニュアルでは、

旅費の審査より

7月号や8月号でもお知らせしましたが、相変わらず予算コードの誤りが多く見られます。

8月は、別枠コードの出張が多くあります。差し戻しがありましたら速やかに再精算をお願いします。

特に多い誤り

- 教職員健康診断 1181-11or 1183-11
- 教職員夏季学習会・・・旅費別途

「賃貸借期間満了の〇ヶ月前までに契約更新拒絶の意思表示がない場合は、同一条件にて更新されたものとみなす」等、更新を前提とする文面の場合には、自動更新と認めて差し支えない。
「双方協議のうえ自動更新することができる」では更新を前提として契約したかどうか判定しにくい。更新したことが分かる文書等が必要、となっています。

また、『自動更新でなく更新手数料など支払って同一条件で再契約した時は、新たに契約書を作りなおすのが望ましい。新しい契約書を添付して再度「住居届」を出しなおす』こととなります。